

三井住友フィナンシャルグループの業務内容

1. 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理およびこれに附帯する業務
2. 上記1.の業務のほか、銀行法により銀行持株会社が行うことができる業務

三井住友銀行の業務内容

1. 預金業務

(1) 預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金、外貨預金等を取り扱っています。

(2) 譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取り扱っています。

2. 貸出業務

(1) 貸付

手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱っています。

(2) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形および荷付為替手形の割引を取り扱っています。

3. 商品有価証券売買業務

国債等公共債の売買業務を行っています。

4. 有価証券投資業務

預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しています。

5. 内国為替業務

振込および代金取立等を取り扱っています。

6. 外国為替業務

輸出、輸入および外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っています。

7. 社債受託および登録業務

社債の募集、管理の受託、担保付社債の担保に関する受託業務および登録に関する業務を行っています。

8. 信託業務

資産流動化業務に関する金銭債権の受託等の信託業務および信託代理店業務を行っています。

9. 主な附帯業務

(1) 債務の保証(支払承諾)

(2) 有価証券の貸付

(3) 公共債の引受および窓口販売業務

(4) コマーシャルペーパー等の取扱

(5) 公共債の募集・管理の受託業務

(6) 代理業務((株)日本政策金融公庫等の代理貸付業務等)

(7) 金銭出納事務等(地方公共団体の指定金融機関業務、日本銀行代理店業務等、および株式払込金の受入・配当金支払事務等)

(8) 保護預りおよび貸金庫業務

(9) 両替業務

(10) 金利・通貨・商品等のデリバティブ取引

(11) 投資信託の受益証券の窓口販売業務

(12) 金融商品仲介業務

(13) 保険募集業務

(14) 確定拠出年金運営管理業務